

I

自主防災制度の概要

1. 阪神・淡路大震災の教訓

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災から、私たちは多くのことを学びました。特に、住民同士の協力による自主的な防災活動で多くの生命が助かったことは、今後の防災活動の貴重な教訓となりました。

淡路島の北淡町では、日常の住民同士のコミュニティ活動が大きな力を生みました。町内の被害は、全世帯の約6割の家屋が全半壊という大きなもので、約300人の住民が倒壊した建物の下敷きや、生き埋めになりました。しかし、この人たちは地元消防団や近隣の住民によって全員救出され、行方不明の方も当日中にゼロとなりました。生き埋めになった人を捜索するときに、隣近所の住民が「この家の寝室はこのあたりだからここから掘り出せばよい」など、消防団に情報を提供しながら救出作業を行ったことが、早い救出につながりました。

また、神戸市では、地域住民が自治会長らの呼びかけで、バケツや洗面器を使ってリレー方式で水を運び消火活動を行ったり、民間会社の社員と町内会の住民が協力して、生き埋めになった人を金てこやジャッキを使って助け出し、トラックで病院に連れて行くなどの活動を行いました。

これらの例は、自分たちの街は自分たちで守るという「自主防災」の重要性を改めて教えてくれました。



2. 自主防災活動の必要性

地震など大規模な災害の発生とともに、市役所などの防災関係機関は全力で活動します。しかし、

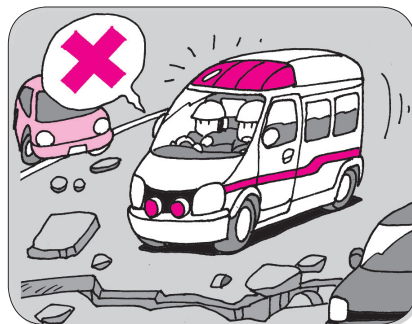
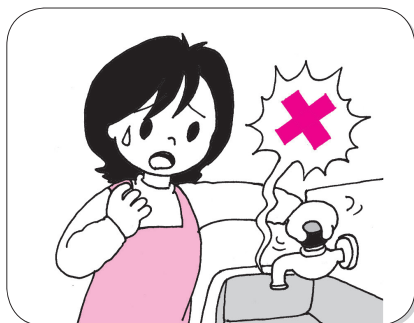
- ・ 火災や建物の崩壊があちこちで起こり、ただちに全てには対応できない。
- ・ 道路が壊れたり、倒れた建物や放置車両のため、消防車・救急車などの緊急車両の通行が思うように行かなくなる。
- ・ 電話がかかりづらくなり、消防や警察への通報が難しくなる。
- ・ 水道管の破損などで断水となった場合、十分な消火活動ができなくなるおそれがある。

などの理由で、防災関係機関の活動が行き渡らないことが予想されます。

このような状況の中で危険が迫ってきたら、あなたはどうしますか。お隣の家から煙が出ていたら、近所の人が生き埋めになっていたら、知り合いがけがをして歩いていたら…。

このようなときは、自らの手で初期消火や生き埋めになった人の救出、負傷された人の手当などを行い、少しでも被害を食い止めなければなりません。そしてその活動は一人では小さな力であっても、隣近所の方々と助け合い、力を合わせれば、大きな力を発揮するものです。

自分の家や家族の安全とともに、自分たちの住む地域全体の安全に努めることが必要です。



3. 活動組織の編成

大規模な災害が発生したときに地域を守るには、個人がバラバラに行動するよりも、組織的に防災活動を行える体制を整えて行動する方が効果的です。

この体制を考える場合、大切なことは、平常時から地域でのふれあいがあり、自分たちの地域は自分たちで守るといった共通の目的に向かって連帯感を持ち、継続的に防災活動が行えるようなものにするということです。

活動組織の単位

自主防災活動も、地域の中の集団活動を通じて住民が連携し合い、共通の行動を起こす、いわゆるコミュニティ活動の一環であり、その活動組織の単位としては、ふだんからレクリエーションやいろいろな会合などを行っている町内会が適当です。

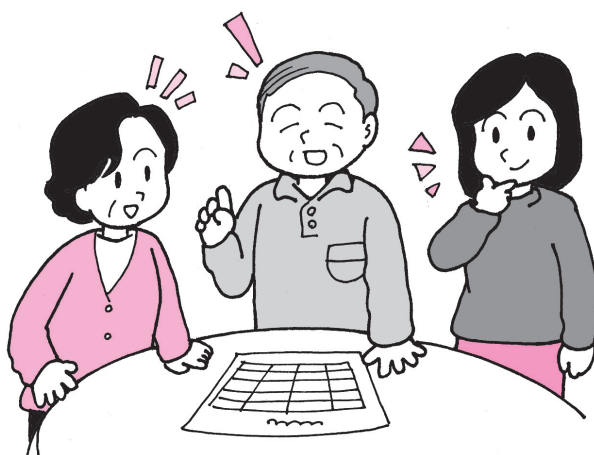
連合町内会は、活動の対象となる地域の面積や人口・世帯数が大きく、組織的に活動することは難しいため、できるだけ町内会単位で活動組織を編成してください。

なお、地域に広く自主防災活動を定着させていくために、連合町内会には、例えば各町内会への働きかけや福祉活動との連携など、自主防災活動を推進するうえで大きな役割を担ってもらう必要があります。

組織編成

組織編成とは、防災活動を円滑に行うために、誰が何の役割を受け持つかをしっかり決め、お互いの役割や関係をしっかりと体系づけておくことです。

例えば、町内会には総務部、防犯部、青年部、女性部などの既存の組織がありますので、その組織を活かして、次のような組織編成が考えられます。



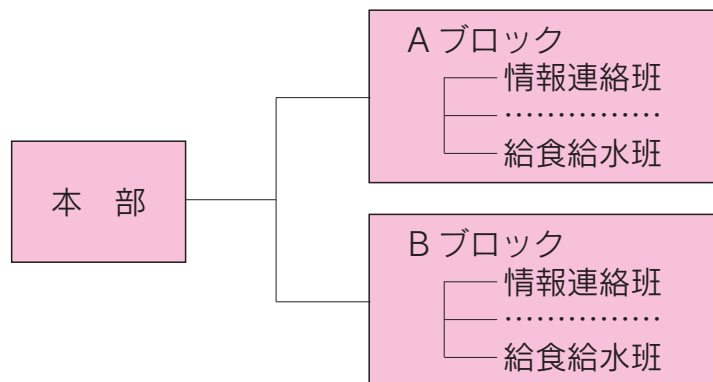
(組織編成例)

町内会組織	災害時の役割		平常時の役割	
会 長	本 部	本部長	○災害活動などの指揮調整	<ul style="list-style-type: none"> ●防災関係機関との連絡調整 ●任務分担、連絡網の作成 ●研修会などの開催 ●防災訓練の実施（各班共通） ●その他防災に関すること
副会長		副本部長	○本部長の補佐	
総務部長		統括部長	○各種情報の集約	
防災リーダー (防災部長)		防災部長	○活動班との調整 ○防災機関への連絡	
防犯部	活 動 班	情報連絡班	○災害・被害状況把握 ○安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ●危険箇所の把握 ●避難先の把握
青年部		消火班	○出火防止の呼びかけ ○初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ●安全点検の指導 ●水利の点検
体育部		救出救護班	○人命救助 ○負傷者の応急手当	<ul style="list-style-type: none"> ●防災資機材の点検 ●応急手当講習の受講
福祉部		避難誘導班	○避難経路の安全確認 ○避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●避難場所の周知 ●要介護者の把握
女性部		給食給水班	○救援物資の配布 ○水の確保、炊き出し	<ul style="list-style-type: none"> ●備蓄物資の点検 ●給水場所の把握

編成方法

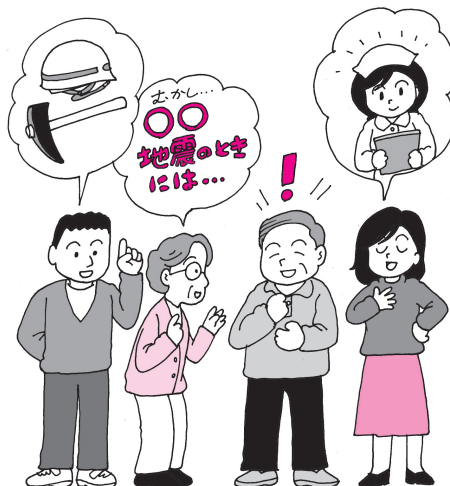
- ① 活動計画の企画・実施など、自主防災活動の中心的な役割を担う方(防災リーダー)を選びます。防災リーダーには、防災部長をはじめ町内会の役員などで、防災に関心があり、行動力のある方を充てるとよいでしょう。
- ② 災害時の役割を分担するため、本部と必要な活動班に区分し、現在の町内会組織の各部などにその役割を振り分けます。
- ③ 活動班の編成にあたっては、世帯数を考慮し、地域の実情に合わせて活動班及び班員を置きます。
- ④ 加入世帯数が多い町内会は、いくつかのブロックに分けるなど、地域の実情に応じた編成を行いましょよう。

(例)



※ その他編成上の留意事項

- ・ 地域の実情に応じて、がけ地巡視班や水防班などの活動班を設ける。
- ・ 看護師経験者など、地域内の専門家や経験者の参加を求める。
- ・ 昼夜とも自主防災活動に支障がないよう、幅広く参加を求める。
- ・ 活動班員の配置は、特定地域に偏らないようにする。
- ・ 地域内の会社などの事業所にも自主防災活動の中で一定の役割を持ってもらうように協議する。



その他

自主防災活動は、住民相互の合意に基づき、町内会活動の一環として行われる必要があります。

そのためには、新たな規約を作る必要はありませんが、一般的には、町内会に規約がありますので、例えば次のように規約の改正(追加)を行っておくことが望ましいです。

例 1

第〇条 本会に、次の専門部を置く。

(1) 総務部

.....
庶務、渉外関係、各部の連絡調整等に関する事項

() 防災部

自主防災活動に関する事項(各部等の役割は別表のとおり)

例 2

(事業)

第〇条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関する事

(2) 専門部活動に関する事

.....
() 自主防災活動に関する事

(役員)

第〇条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

.....
() 防災リーダー(〇〇部長をもって充てる)

(役員の職務)

第〇条 役員の職務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

.....
() 防災リーダーは、自主防災活動に関して総括的職務を行う。

(自主防災活動組織)

第〇条 自主防災活動に関する活動組織は、別表のとおりとする。

4. 防災リーダー

自主防災活動は住民の自主的な活動ですので、それが活発に行われるかどうかは、防災リーダーの力が大きいと言われていています。良きリーダーを見つけることは防災活動の活性化につながりますので、自主防災活動の第一歩といえるでしょう。

防災リーダーの役割

地域の防災活動は本来、地域の人たち自らの積極的な意思による参加で形成され運営されるものですが、それを待っているだけでは容易に進展しないというのもまた事実です。地震などの災害への備えは必要だと思っただけでは、何をどうしたらよいか、自分でもできるのかが分からず、何もしていない人も多いでしょう。

しかし、その方々も、ちょっとしたアドバイスや行動のきっかけをつくることにより、第一歩を踏み出せます。

つまり、防災リーダーは、人々の防災意識という種に、アドバイス(防災知識の普及啓発)や行動のきっかけ(研修会や防災訓練への参加)という水や肥料を与え、大きな花(自主防災活動)に育つよう、中心となってお手伝いをする人です。

※ 防災リーダーの主な役割

- 活動組織の編成
- 活動計画の作成
- 区役所、消防署などとの連絡調整
- 情報伝達や救出・救護など各種防災訓練の企画
- 地域住民の防災意識の把握

防災リーダーに求められること

- ☆ 防災に関心があること。
- ☆ 行動力があること。
- ☆ 地域において人望が厚いこと。
- ☆ 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できること。

防災リーダー研修

札幌市では、町内会による自主防災活動を積極的に推進するため、その中心的な役割を担う防災リーダーの研修を行っています。

実施時期、申込方法など、詳しくは各区役所総務企画課へお尋ねください。

※ 防災リーダー研修の内容(例)

区分	研修内容
学科研修	1 自主防災制度の概要 自主防災活動の必要性、活動組織の編成、災害時および平常時の役割など 2 災害対策 家庭の防災対策、地震のときの行動など 3 防災訓練計画 訓練の種類、実施方法、実施上の留意点など
実技研修	1 消火訓練 水バケツや消火器による消火方法など 2 救出訓練 救出方法、救助資機材の取扱方法など 3 救護訓練 応急手当方法、負傷者の搬送方法など



5. 活動を開始するまでの手順

- ① 各町内会は、まず、自主防災活動の中心的な役割を担ってくれる方(防災リーダー)を選びます。
- ② 各町内会では、防災リーダーが中心となって、活動組織の編成や役割分担などについて話し合います。
- ③ 活動組織の編成などが決定したら区役所総務企画課に報告書(様式例参照)の提出をお願いします。用紙は区役所総務企画課にあります。
- ④ 防災訓練や研修会などを行うときは、最寄りの消防署又は出張所にご相談ください。みなさんの訓練などのお手伝いをします。



(様式例)

自主防災活動組織等に関する報告書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

町内会名
会長氏名
住 所
電話番号

当町内会では、下記のとおり自主防災に関する活動組織の編成等を行いましたので報告します。

記

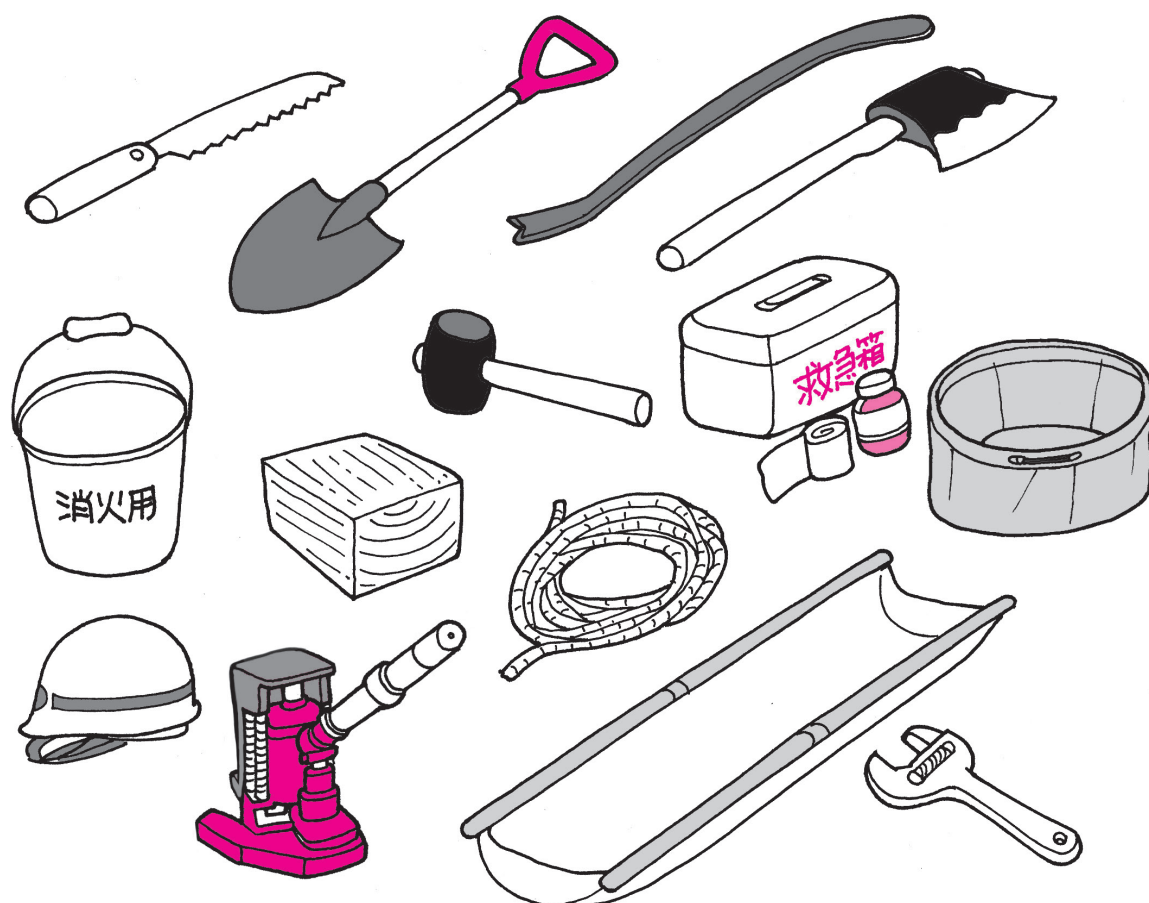
1 区分 (該当番号に○印をつけてください)	1 町内会単独 2 町内会共同
2 構成町内会名 (上記区分で2の場合)	
3 加入世帯数	世帯
4 防災リーダーの氏名 及び電話番号	1 氏名 2 町内会の役職 3 電話番号
5 活動組織の編成 (役割分担表等を添付してください。)	別紙の通り
6 規約の有無 (該当番号に○印をつけてください。 なお、防災活動に関する事項が一部でもあれば結構です。)	1 有 (1) 町内会規約 (2) 自主防災組織の規約 2 無 (3) その他 ()
7 今後の活動計画(予定) (該当番号に○印をつけてください。複数回答可)	1 防災訓練の実施 2 研修会の実施 3 その他 ()
8 防災資機材の備蓄 (該当番号に○印をつけてください。有の場合は、 品目を記入してください。)	1 有 () 2 無
9 防災資機材の助成希望 (該当番号に○印をつけてください。)	1 有 2 無

6. 防災資機材の助成制度

札幌市では、自主防災活動を支援するため、消火、救出、救護活動に必要な資機材のうち、基本的なものをセットにして、活動組織などを整備した町内会を対象に、計画的に助成しています。

※ 資機材の内容（1セット）

消火活動用	救助活動用	救護活動用	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組立式簡易水槽 ・ モンキーレンチ (消火栓開閉用) ・ 消火用バケツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ のこぎり ・ ハンマー ・ シャベル ・ ロープ ・ 折りたたみ式担架 ・ おの ・ 金てこ ・ かませ木 ・ ジャッキ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急セット 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメット ・ 収納箱



7. 地区防災計画制度

東日本大震災において、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺してしまい、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

その教訓を踏まえて、平成25年に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画である「地区防災計画制度」が創設されました。

地区防災計画の項目の例（イメージ）

△△地区防災計画

1. 計画の対象地区の範囲

△△市△△町

2. 基本的な考え方

- (1) 基本方針（目的）
- (2) 活動目標
- (3) 長期的な活動計画

3. 地区の特性

- (1) 自然特性
- (2) 社会特性
- (3) 防災マップ

4. 防災活動の内容

- (1) 防災活動の体制（班編成）
- (2) 平常時の活動
- (3) 発災直前の活動
- (4) 災害時の活動
- (5) 復旧・復興期の活動
- (6) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

5. 実践と検証

- (1) 防災訓練の実施・検証
- (2) 防災意識の普及啓発
- (3) 計画の見直し

※出典：「地区防災計画ガイドライン」(内閣府)より引用

取組方法など、詳しくは危機管理対策室（211-3062）へお尋ねください。